

熊本市農業土木工事共通仕様書

令和7年10月

熊本市農水局

改正の経緯

平成30年 7月 1日
農地発第79号農水局農政部長名で制定

令和 4年 6月30日
農地発第92号農水局長名で全面改正

令和 6年10月17日
農地発第195号農水局長名で改正

令和 7年10月 8日
農地発第214号農地整備課長名で改正

農業土木工事共通仕様書

目 次

第1編 共通編

第1章 総 則

1-1-1 適用	1
1-1-2 用語の定義	1
1-1-3 設計図書の照査等	5
1-1-4 請負代金内訳書	5
1-1-5 工程表	5
1-1-6 ワンデーレスポンス	5
1-1-7 施工計画書	6
1-1-8 コリンズ（CORINS）への登録	6
1-1-9 監督職員	7
1-1-10 現場技術員	7
1-1-11 工事用地等の使用	7
1-1-12 工事着手	8
1-1-13 工事の下請負	8
1-1-14 下請報告書並びに施工体制台帳	9
1-1-15 受発注者間の情報共有	9
1-1-16 受注者相互の協力	10
1-1-17 調査・試験に対する協力	10
1-1-18 工事の一時中止	11
1-1-19 設計図書の変更	12
1-1-20 工期変更	12
1-1-21 支給材料及び貸与物件	12
1-1-22 工事現場発生品	13
1-1-23 建設副産物	13
1-1-24 監督職員による検査及び立会等	15
1-1-25 数量の算出及び工事完成図書	21
1-1-26 完成検査（中間検査を含む）	22
1-1-27 既済部分の出来高検査及び部分完成検査	23
1-1-28 部分使用	23

(目次A)

1-1-29	施工管理	23
1-1-30	履行報告	26
1-1-31	週休2日の対応	26
1-1-32	工事関係者に対する措置請求	26
1-1-33	工事中の安全確保	26
1-1-34	爆発及び火災の防止	29
1-1-35	後片づけ	29
1-1-36	事故報告書	30
1-1-37	環境対策	30
1-1-38	文化財の保護	33
1-1-39	交通安全管理	33
1-1-40	施設管理	36
1-1-41	諸法令の遵守	36
1-1-42	官公庁等への手続き等	39
1-1-43	施工時期及び施工時間の変更	40
1-1-44	工事測量	40
1-1-45	提出書類	41
1-1-46	不可抗力による損害	41
1-1-47	特許権等	42
1-1-48	保険の付保及び事故の補償	42
1-1-49	臨機の措置	43
1-1-50	創意工夫	43
1-1-51	暴力団員等による不当介入を受けた場合における受注者の措置義務	43

第2章 材 料

第1節	適用	44
第2節	工事材料の品質及び検査（確認を含む）	44
第3節	土	
2-3-1	一般事項	46
第4節	石	
2-4-1	石材	46
2-4-2	割ぐり石	46
2-4-3	雑割石	46

2-4-4	雑石（粗石）	46
2-4-5	玉石	46
2-4-6	ぐり石	47
2-4-7	その他の砂利、碎石、砂	47
第5節 骨材		
2-5-1	一般事項	47
2-5-2	セメントコンクリート用骨材	48
2-5-3	アスファルト舗装用骨材	50
2-5-4	アスファルト用再生骨材	55
2-5-5	フィラー	56
2-5-6	安定材	56
第6節 木材		
2-6-1	一般事項	59
第7節 鋼材		
2-7-1	一般事項	59
2-7-2	構造用圧延鋼材	59
2-7-3	軽量形鋼	59
2-7-4	鋼管	59
2-7-5	鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品	59
2-7-6	ボルト用鋼材	60
2-7-7	溶接材料	60
2-7-8	鉄線	60
2-7-9	ワイヤロープ	61
2-7-10	プレストレストコンクリート用鋼材	61
2-7-11	鉄網	61
2-7-12	鋼製ぐい及び鋼矢板	61
2-7-13	鋼製支保工	61
2-7-14	鉄線じゃかご	61
2-7-15	コルゲートパイプ	61
2-7-16	ガードレール（路側用、分離帯用）	62
2-7-17	ガードケーブル（路側用、分離帯用）	62
2-7-18	ガードパイプ（歩道用、路側用）	63
2-7-19	ボックスビーム（分離帯用）	63
第8節 セメント及びセメント混和材料		
2-8-1	一般事項	63

2-8-2	セメント	64
2-8-3	混和材料	66
2-8-4	コンクリート用水	67
第9節 コンクリート二次製品		
2-9-1	一般事項	67
2-9-2	セメントコンクリート製品	67
第10節 瀝青材料		
2-10-1	一般瀝青材料	68
2-10-2	その他の瀝青材料	70
2-10-3	再生用添加剤	70
第11節 芝及びびそだ		
2-11-1	芝（姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工植生芝）	72
2-11-2	そだ	72
第12節 目地材料		
2-12-1	注入目地材	72
2-12-2	目地板	72
第13節 塗料		
2-13-1	一般事項	73
第14節 道路標識及び区画線		
2-14-1	道路標識	73
2-14-2	区画線	75
第15節 その他		
2-15-1	エポキシ系樹脂接着剤	75
2-15-2	合成樹脂製品	75

※以下第1編第3章より第2編第23章まで、熊本県農業土木工事共通仕様書（令和6年（2024年）4月）を準用するものとする。

第3章	施工共通事項
第2編	工事別編
第1章	ほ場整備工事
第2章	農用地造成工事
第3章	舗装工事・道路改良工事

（目次D）

- 第4章 水路トンネル工事
- 第5章 水路工事
- 第6章 河川及び排水路工事
- 第7章 管水路工事
- 第8章 畑かん施設工事
- 第9章 トンネル (N A T M)
- 第10章 フィルダム工事
- 第11章 コンクリートダム工事
- 第12章 P C 橋工事
- 第13章 橋梁下部工事
- 第14章 頭首工工事
- 第15章 機場下部工事
- 第16章 地すべり防止工事
- 第17章 P C タンク工事
- 第18章 ため池改修工事
- 第19章 植栽工
- 第20章 推進工事
- 第21章 ボーリング工
- 第22章 農業集落排水管路工事
- 第23章 農業集落排水処理場工事

< 準用における表記読み替えについて >

- 1 共通仕様書第1編第3章3-2-2 1. (1)における、「第1編11-5施工計画書」とあるのは「第1編1-1-7施工計画書」と読み替えるものとする。
- 2 共通仕様書第1編第3章3-3-8 1. における、「第1編1-1-22建設副産物」とあるのは「第1編1-1-23建設副産物」と読み替えるものとする。
- 3 共通仕様書第1編第3章3-8-2 5. における、「第1編1-1-38環境対策」とあるのは「第1編1-1-37環境対策」と読み替えるものとする。
- 4 共通仕様書第1編第3章3-19-1 における、「第1編1-1-22建設副産物」とあるのは「第1編1-1-23建設副産物」と読み替えるものとする。
- 5 共通仕様書第1編第3章3-19-5 2. における、「第1編1-1-22建設副産物」とあるのは「第1編1-1-23建設副産物」と読み替えるものとする。
- 6 共通仕様書第1編第3章3-20-1 4. における、「第1編1-1-5施工計画書」とあるのは「第1編1-1-7施工計画書」と読み替えるものとする。

(目次E)

- 7 共通仕様書第2編第2章2-8-1 5.における、「第1編1-1-22建設副産物」とあるのは「第1編1-1-23建設副産物」と読み替えるものとする。
- 8 共通仕様書第2編第6章6-4-1 2.における、「第1編1-1-22建設副産物」とあるのは「第1編1-1-23建設副産物」と読み替えるものとする。
- 9 共通仕様書第2編第9章9-6-4 5.における、「第1編1-1-30施工管理」とあるのは「第1編1-1-29施工管理」と読み替えるものとする。
- 10 共通仕様書第2編第10章10-5-1における、「第1編1-1-22建設副産物」とあるのは「第1編1-1-23建設副産物」と読み替えるものとする。
- 11 共通仕様書第2編第10章10-13-5における、「第1編1-1-22建設副産物及び第1編1-1-23特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置」とあるのは「第1編1-1-23建設副産物」と読み替えるものとする。
- 12 共通仕様書第2編第11章11-8-5における、「第1編1-1-22建設副産物及び第1編1-1-23特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置」とあるのは「第1編1-1-23建設副産物」と読み替えるものとする。
- 13 共通仕様書第2編第12章12-3-1 2.における、「第1編1-1-5施工計画書」とあるのは「第1編1-1-7施工計画書」と読み替えるものとする。
- 14 共通仕様書第2編第12章12-3-7 2.における、「第1編1-1-5施工計画書」とあるのは「第1編1-1-7施工計画書」と読み替えるものとする。
- 15 共通仕様書第2編第12章12-3-12 6.における、「熊本県土木部の「土木工事共通仕様書」とあるのは「土木工事共通仕様書（令和6年10月 熊本市）」と読み替えるものとする。
- 16 共通仕様書第2編第12章12-5-7 図12-5-1 橋暦板の記載例中の「熊本県農林水産部」とあるのは「熊本市」と読みかえる。
- 17 共通仕様書第2編第12章12-6-3 7.（2）における、「第1編2-4-11アスファルト舗装用骨材等」とあるのは「第2編2-5-3アスファルト舗装用骨材」と読み替えるものとする。
- 18 共通仕様書第2編第20章20-4-3 9.における、「第1編1-1-22建設副産物」とあるのは「第1編1-1-23建設副産物」と読み替えるものとする。
- 19 共通仕様書第2編第20章20-5-3における、「第1編1-1-22建設副産物」とあるのは「第1編1-1-23建設副産物」と読み替えるものとする。
- 20 共通仕様書第2編第21章21-2-2 9.における、「第1編1-1-22建設副産物」とあるのは「第1編1-1-23建設副産物」と読み替えるものとする。
- 21 共通仕様書第2編第22章22-7-8における、「第1編1-1-22建設副産物及び第1編1-1-23特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置」とあるのは「第1編1-1-23建設副産物」と読み替えるものとする。